

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案要綱

第一 目的

本法の目的を、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることにより、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、もって我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を通じて、国民経済の健全な発展に寄与することとする。

(第一条関係)

第二 定義

- 1 この法律における「中小企業者」の定義をすること。
- 2 この法律において「特定ものづくり基盤技術」とは、ものづくり基盤技術振興基本法第二条第一項に規定するものづくり基盤技術のうち、当該技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企業者によって行われるものであって、中小企業者がその高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に特に資するものとして、経済産業大臣が製造業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴いて指定するものをいうこと。

3 この法律において「特定研究開発等」とは、特定ものづくり基盤技術に関する研究開発を行うこと及びその成果を利用することをいうこと。
(第二条関係)

第三 特定ものづくり基盤技術高度化指針

経済産業大臣は、中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針を定め、これを公表すること。

(第三条関係)

第四 特定研究開発等計画の認定等

1 中小企業者は、特定ものづくり基盤技術の高度化を図るために単独で又は共同で行おうとする特定研究開発等に関する計画(以下「特定研究開発等計画」という。)を作成し、これを経済産業大臣に提出して、その特定研究開発等計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

2 経済産業大臣は、提出された特定研究開発等計画の目標、内容及び実施期間等が特定ものづくり基盤技術高度化指針に照らして適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

3 認定を受けた特定研究開発等計画の変更の認定及び認定(変更の認定を含む。)を受けた特定研究開発

等計画（以下「認定計画」という。）の認定の取消しについて規定すること。（第四条及び第五条関係）

第五 資金の確保

国は、認定計画に従って行われる特定研究開発等に必要な資金の確保に努めるものとする。

（第六条関係）

第六 中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法に規定する普通保険等の保険関係であつて、認定計画に従って行われる特定研究開発等に必要な資金に係る債務の保証に係るものについて、保険の付保限度額の別枠化又は増額、てん補率の引上げ等の措置を講ずるものとする。

（第七条関係）

第七 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法に規定する業務のほか、中小企業者が認定計画に従つて特定研究開発等を行うために資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有等を行うことができるものとする。

（第八条関係）

第八 特許料等の特例

1 特許庁長官は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明について、第一年から第六年までの各年分の特許料等を納付すべき者が当該特定研究開発等を行う中小企業者であつて一定の要件を満たす者に対し、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができるものとする。

2 特許庁長官は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が当該特定研究開発等を行う中小企業者であつて一定の要件を満たす者に対し、納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができるものとする。

(第九条関係)

第九 国の施策

国は、中小企業の特定制のづくり基盤技術の高度化を促進するため、中小企業者と大学、高等専門学校等との連携による人材の育成、知的財産の適切な保護及び活用、研究開発の成果の取扱いに係る取引慣行の改善その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(第十条関係)

第十 指導及び助言

国は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

と。

(第十一条関係)

第十一 報告の徴収及び罰則

認定計画の実施状況に係る報告の徴収及び報告義務違反に対する罰則について必要な規定を設けること。

(第十二条及び第十四条関係)

第十二 権限の委任

この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができるものとする。

と。

(第十三条関係)

第十三 附則

この法律の施行期日、検討等に関し必要な規定を設けること。

(附則第一条から第三条まで関係)